

「かわさき港コンテナターミナル」が破産に至った主な経緯

会社概要

設立	平成6年5月10日
資本金	610百万円
株主	川崎市 310百万円(50.8%) その他民間20団体 300百万円(49.2%)
事業概要	①港湾運送事業 ②コンテナターミナル及びそれに付随する関連施設(クレーン等)の運営、管理 ③コンテナターミナル内の貨物管理及び配送

借入金(破産時) 5,400百万円

うち損失補償額 900百万円 (平成6年度に必要な事業資金に係る借入に対するもの)

●: 市議会の本会議・委員会等における質疑
(百万円)

年月日	当期利益	純資産	内容
平成5年度 H6.1 H6.3.29			<ul style="list-style-type: none"> ◇ (社)日本港湾協会及び(株)野村総合研究所による調査結果等から、東京湾におけるコンテナ貨物量が增大することを予測 ◇ 川崎港運協会及び川崎商工会議所の意見や要望により、コンテナターミナルの管理運営は第三セクター形式が望ましいと判断される ◇ (仮称)かわさき港コンテナターミナル(株)発起人会設立 ◇ 市議会において限度額9億円の債務負担行為を議決
平成6年度 H6.5.10 H6.5.10	▲ 1	599	<ul style="list-style-type: none"> ◇ かわさき港コンテナターミナル(株)(KCT)設立 ◇ 「かわさき港コンテナターミナル株式会社資金融資に関する協定書」を締結・・・損失補償契約を締結
平成7年度 H7.3.8	▲ 15	584	<ul style="list-style-type: none"> ● 損失補償9億円と予算書に記載しているが、その目的、算定根拠、償還見通しは。今後も同様の損失補償を行うのか。 → コンテナの供用が開始されておらず、経営基盤が脆弱なため、金融機関損失補償を求められた。平成6年度に必要な事業資金であり、機械購入費、営業経費、人件費等である。平成10～12年に完済予定。今後は損失補償の予定はない。
平成8年度 H8.4 H8.6.13 H8.12.11	▲ 1,505	▲ 921	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 川崎港コンテナターミナル供用開始 ● ここ当面は年間収支で大変な赤字になることが明らかだが、どうするのか。 → 厳しい経営状況が続くと予想される。船会社への誘致活動を行っていく。 ● 資本金を大きく上回る13億円の借入金をしている。このような無謀なことがどうして簡単にできるのか。 → 借入については、長期収支計画に基づく計画的な借入である。 ◇ 債務超過となる

年月日	当期利益	純資産	内容
平成9年度 H9.9.17 H10.3.23	▲ 1,294	▲ 2,205	<ul style="list-style-type: none"> ● 損失補償を行っているが、今回の決算で予想をはるかに超える赤字を計上したことによって市税の投入などはどうなるか。 → 損失補償は立ち上がり時期に必要な事業資金調達のため行ったもの。これは同社が借入金の返済が不能となった場合にはじめて支出されるもの。現状ではそのような事態とは考えていない。 ● 3月18日付の新聞報道では赤字補填のための資金融資も金融機関に断られ、資金運営が苦境に陥っているということのこと。
平成10年度 H10.4.27 H10.8.4 H11.3.2 H11.3.2	▲ 811	▲ 3,016	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>増資が取締役会にて提案される</u> ◇ <u>増資案が取締役会にて否決される</u> → 一部の株主から協力が得られなかったため ● これ以上傷口を広げないために事業を中止、凍結し、行政から独立した第三者機関を設置し、第三セクターのチェックを行うとともに、その経過と結果を徹底した情報公開で住民及び議会に返すなど、打開策を検討すべきと思うが。 → 不可欠な都市基盤施設と位置づけている。ポートセールス活動をさらに推進することで、KCTの収支改善を図りたい。 ● 三セクターは小さなお金で大きな仕事というふれ込みだったが、膨大な赤字をつくり、破綻の道を進んでいる。今こそ、事業の中止、凍結を真剣に検討すべきではないか。 → 地域経済の活性化や税源の培養効果をもたらす重要なプロジェクトであると確信している。引き続きこの事業を推進していきたい。
平成11年度 H11.12.2 H12.3.6 H12.3.24	▲ 812	▲ 3,829	<ul style="list-style-type: none"> ● このまま進めば、破綻に至ることは明らか。資金調達の見通しについて確認したい。また、公的資金の投入は行わないと明言してきたが、今も変わらないか。 → 融資団も融資の継続に当たり抜本的な経営改善策を求めてきている。このため、融資が存続されるよう、さまざまな方策を検討。公的支援については、市の重要施策なので、経営状況を把握し、適切に対処していきたい。 ● 市中銀行からの借入が54億円になり、累積欠損を解消するにはほど遠い。民間事業ならば決断をする時期だが、検討したことはあるか。 → 港湾運送事業者を中心に会議を行い、清算といった選択肢も含め、今後の方策を討議した。存続が必要との合意形成がされたため、市も同調した。 ◇ <u>KCT再建案が策定される</u> (金融機関は金利減免、クレーン製作会社は割賦金の支払繰延、港湾各社は荷役に関する見直し、市はクレーン使用料の免除を実施する再建案) ● KCTの将来予測について。5年あれば、経営が安定することだが、その根拠は。 → 金融機関が金利減免、クレーン製作会社は割賦金の支払繰延を、港湾各社は荷役に関する見直し、市はクレーン使用料の免除で合意。金融機関が金融のプロとして、5年ぐらいたてば安定するだろうということのもとに出された再建策。プロの関与した再建策を尊重していきたい。

年月日	当期利益	純資産	内容
平成12年度 H12.6.28	▲ 521	▲ 4,350	<ul style="list-style-type: none"> ● 市長名・港湾局長名で金融機関宛に、経営指導念書をほぼ毎年提出していた。自治省は第三セクターに関する指針を公表(平成11年5月20日)し、信用付与や支援のあり方の見直しを提起した。これは念書の見直し、発行禁止と考えるがどうか。 → 念書は、筆頭株主として、経営に関し十分な指導、監督を行うことを示すとともに、金融機関に対し、協力を依頼したもの。株主としての道義的責任はあるが、法に基づく有限責任を負うものではない。自治省の指針などに十分留意をし、慎重に対処していきたい。 ● 指針では、①公的支援は、あらかじめ議会に説明し、住民に対して情報開示に努めること、②存続場合、速やかに経営改善計画を策定するよう指導するとともに、経営の点検評価を行うための委員会等で審査することが適当、③経営の悪化が深刻、かつ将来の改善可能性がないと判断されるものは、問題を先送りせず、早急に対処方策を検討し、清算にかかわる法的手続きの活用を検討するなど、極めて重要な指摘を行っているがどうか。 → KCTへの支援策を内容とする予算案を議会に提出し、採択された。委員会の設置は、今回の支援策で経営は好転することから現時点で設置は考えていない。 ● KCTを情報公開の対象から除外した理由は、一般株主や債権者の利益保護等への配慮としているが、破綻しつつある事業であり、市民が注目しているからこそ、情報公開が必要。対象とすることを強く求める。
H12.10.2			
平成13年度 H13.5	▲ 332	▲ 4,682	◇ 「川崎市港湾関連出資法人検討委員会」の設置
H13.11.29			◇ 「川崎市港湾関連出資法人検討委員会」の答申 ・ 「存廃も含め早急に検討を行い、当該コンテナターミナル事業が十分に機能できるような方向を打ち出すような検討が必要である」
H13.12～			◇ 荷役業者等が主体となり、荷役に係る事業構造の転換を図る2年間の経営継続案がまとめられた(出向者の人件費を荷役業者負担とする等)。
H14.2.14			◇ KCTの臨時取締役会で会社存続が決議される
H14.3.4			<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾関連出資法人検討委員会の答申では、事業運営は極めて厳しい状況にあると指摘があった。一時廃止が検討されたが、臨時取締役会で存続が決議されたと聞いたがどうか。 → 関係者と協議した結果存続が不可欠との判断から港運業界が主体となって同社の再建に取り組むことが確認されたため、存続が決議された。
平成14年度 H14.5.23	▲ 865	▲ 5,548	◇ 住民監査請求(倒産を免れない会社への支援に対する損害賠償請求)
H14.7.17			◇ 監査委員の意見の一致をみるに至らず、合議不調となる(「監査及び勧告についての決定」には至らず)。
H14.9.12			<ul style="list-style-type: none"> ● これ以上債務を増やさないため、即刻業務を民間にまかせるべきではないか。 → 平成13年度末の臨時取締役会で存続が決議。存続は民間主導によるものであり、今後のあり方が示されたものと認識。適切に見守っていきたい。

年月日	当期利益	純資産	内容
H14.12.24			<ul style="list-style-type: none"> ● 民間主導による存続であるなら、公的支援をやめて民間でやるべきではないか。 → 存続は民間の自主性を核とした、まさに三セクの最大のメリットである民間活力が発揮できる体制が構築されたもの。
H15.3.19			◇ 住民監査請求(KCT清算をせず財産管理を怠ることについての是正請求)
H15.3.31			◇ 住民監査請求棄却
			◇ <u>住民訴訟</u> (KCT整理手続を行わないことに対する違法確認訴訟)
平成15年度			
H15.12.4			<ul style="list-style-type: none"> ● 平成16年度以降の経営問題について先延ばしする考えはないということだが、早急に結論を出すべきではないか。 → 結論を先延ばしする考えはなく、早期に適切な対応を図りたい。
H16.1.26			◇ <u>川崎市が横浜地裁川崎支部に破産申立</u>
H16.3.3			<ul style="list-style-type: none"> ● 54億円の融資残高のうち損失補償のない部分は市が指導念書を出している。この念書によって市が責任を問われることはないか。 → KCTは法的手続き中であり債権債務の内容は手続きが進む中で明確になることから、今後の推移を見守りたい。
H16.3.12			◇ <u>横浜地裁川崎支部破産宣告</u>
H16.3.16			◇ KCT破産宣告により、住民訴訟の取り下げ
平成16年度			
H16.10			◇ <u>損失補償9億円の補正予算が可決</u>
H16.12.14			◇ 債権者集会にて破産廃止決定
H16.12.16			◇ 銀行3行が9億円以外の約45億円について債権放棄する <u>和解案を市議会で議決</u>
H17.1.14			◇ 損失補償金9億円の支払い

市議会における「債務負担行為」説明資料

平成6年第1回 川崎市議会定例会 平成6年2月25日

港湾整備事業

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東扇島コンテナ機能施設整備事業費	平成7年度	千円 5,831,000
仮称かわさき港コンテナターミナル株式会社の事業資金借入れに伴う金融機関等に対する損失補償	平成6年度から債務消滅時まで	900,000

会議録抜粋

(港湾局長)

それでは、債務負担行為からご説明申し上げますので、236ページをお開き願います。第2表債務負担行為でございますが、事項は2つございます。まず、東扇島コンテナ機能施設整備事業費でございますが、期間は平成7年度、限度額は5億8,310万円と定めるものでございます。次に、仮称かわさき港コンテナターミナル株式会社の事業資金借入れに伴う金融機関等に対する損失補償でございますが、期間平成6年度から債務消滅時まで、限度額は9億円と定めるものでございます。

(～ 略 ～)

第25 かわさき港コンテナターミナル株式会社

1 平成9年度の事業計画に関する書類

1 事業計画の概要

川崎港コンテナターミナルの効率的な運営と地域運業の振興を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 港湾運送に係わる事業
- (2) 貨物運送取扱事業
- (3) 船舶代理店事業
- (4) 通関業
- (5) 川崎市からの施設管理受託事業
- (6) 橋本保税代理店事業
- (7) コンテナに係わる船会社及び荷主の誘致活動に関する事業

2 収支予算書

平成9年4月1日から平成10年3月31日まで (単位:千円)

区	I 収入の部		II 支出の部	
	予算額	予算額	区分	予算額
1 事業収入	849,625	1,708,477	1 事業費	1,708,477
2 受託収入	229,147	371,697	2 管理費	371,697
3 その他収入	5,000	252,246	3 その他支出	252,246
合計	1,083,772			
当年度損失	1,248,648			
当期収入合計	2,332,420	2,332,420	合計	2,332,420

加 平成8年度の決算に関する書類

1 事業の実績報告

平成8年4月の川崎港コンテナターミナル供用開始に伴い、次の事業を行った。

- (1) コンテナに係わる船会社及び荷主の誘致活動に関する事業
- (2) 港湾運送等案法に基づき免許取得に関する事業
- (3) 船舶代理店事業
- (4) 通関業
- (5) 川崎市からの施設管理受託事業
- (6) 橋本保税代理店事業

2 損益計算書

平成8年4月1日から平成9年3月31日まで (単位:円)

科	目		金		額
	包	損益の部			
I 売上	1 包	売上高		479,071,281	1,293,194,570
	2 作	業上高		1,172,896,302	
	3 販	売戻金		599,369,549	
II 営業外損益の部	1 宮	益	5,257,048		6,606,251
	(1) 受	取利息	600		
	(2) 受	取配当金	1,348,603		
2 営業外費用	(1) 支	払利息	45,031,033		218,028,976
	(7) 歸	業私債償却	82,870,762		
	(3) 長	期前私費用償却	90,127,181		
III 特別損益の部	特	別利益			1,504,617,295
	特	別損失		0	
	特	別損失		0	
IV 繰引前当期損失	法	人税充当		1,504,617,295	1,504,617,295
	当	期繰越		290,000	
	前	期繰越		16,241,982	
当期未処理損失	当	期未処理		1,521,149,277	1,521,149,277
	損	失			

3 貸借内訳表

平成9年3月31日現在 (単位：円)

科目	目	金額	部
1 資産	流動資産		
	(1) 現金	806,537,642	
	(2) 預入金	179,609,132	
	(3) 未払引当金	9,714,596	
	(4) 前払費用	5,255,500	
(5) 貸倒引当金	△ 856,638		
流動資産合計		1,090,280,232	
2 固定資産	有形固定資産		
	建物	8,260,000	
	構築物	21,819,000	
	機械器具	2,315,828,325	
	車両運搬具	190,236,582	
	什器備品	437,582,047	
	繰償却累計額	△ 241,607,824	
	有形固定資産合計	2,732,118,130	
	無形固定資産		
	電話加入権	689,739	
無形固定資産合計	689,739		
3 投資	投資		
	了投資	23,305,000	
	イ 出資	120,000	
	ウ 長期前払費用	360,645,394	
	投資等合計	384,070,394	
4 固定資産	固定資産		
	繰開	3,116,878,263	
	繰延資産	331,483,050	
固定資産合計		4,448,641,565	

II 負債	流動負債			
	(1) 未払金	204,663,910		
	(2) 預り金	1,955,332		
	(3) 未払法人税	290,000		
	(4) 貸与引当金	2,881,600		209,790,842
流動負債合計				5,160,000,000
2 固定負債	(1) 長期借入金	3,600,000,000		
	(2) 長期未払金	1,560,000,000		
固定負債合計				600,000,000
負債合計				1,521,149,277
III 資本	資本金			
	1 資本金	1,521,149,277		
	2 損失	(1,504,907,295)		
資本合計				△ 921,149,277
負債・資本合計				4,448,641,565

4 損失金処理計算書

区分	金額	(単位：円)
1 当期未処理損失金	1,521,149,277	
2 次期繰越損失金	1,521,149,277	